

障害の認定程度

区分	障害児福祉手当 (政令別表第1)	特別障害者手当 (政令別表第2)
視覚	両目の視力の和が0.02以下のもの(第1号)	両目の視力の和が0.04以下のもの(第1号)
聴覚	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの(第2号)	両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの(第2号)
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの(第3号) 両上肢のすべての指を欠くもの(第4号)	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの(第3号)
下肢	両下肢の用を全く廃したものの(第5号) 両大腿を2分の1以上失ったもの(第6号)	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの(第4号)
体幹	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの(第7号)	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの(第5号)
その他	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(第8号)	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(第6号)
精神	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの(第9号)	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの(第7号)
重複障がい	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの(第10号)	—



障害児福祉手当該当



上記障害を2つ以上有する場合
特別障害者手当該当